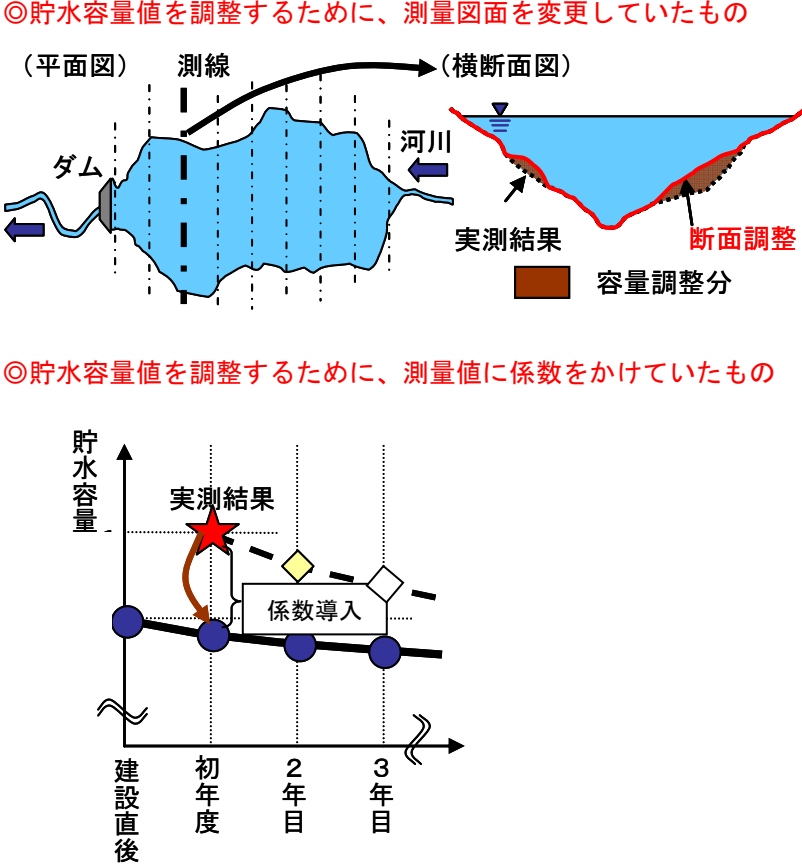


不適切事象の案件概要（水力発電設備）

No.	評価区分	件名	発電所他	時期	確認された事実	安全等に対する問題点	現時点における改ざん等の有無
水①	C	柿其えん堤洪水吐ゲート取替工事 工事事前届出漏れ	読書	S63	洪水吐ゲートの強度を変更する場合、工事計画の事前届出が必要であるが、柿其えん堤（高さ12.5m）の洪水吐ゲートの取替工事を行った際、工事計画の事前届出を行っていなかった。 当該ゲートは洪水吐ゲートとして設備区分しているが、洪水処理用として運用していないため、申請不要と判断し、必要な届出を行わずに工事を実施したものと考えられる。	【安全に関する問題点】 問題なし。（構造計算を行い、取替時点の技術基準に適合していることを確認） 【法令・協定適合性に関する問題点】 抵触あり。（電気事業法に基づく、工事計画の事前届出漏れとなる）	なし
		発電機固定子巻線他取替工事 工事認可申請漏れ	黒部川第四3号機	H10	発電機（発電所出力335,000kW）の固定子巻線の取替工事を実施し、発電機の定格周波数を「50Hz/60Hz両用」から「60Hz専用」に変更したが、必要な工事計画の許可申請を行っていなかった。 当時の工事関係者の間で、周波数の変更を伴う発電機の改造が、電気事業法に係る工事計画の認可申請を要するとの認識が不足していたため、必要な認可申請を行わずに工事を実施したものである。	【安全に関する問題点】 問題なし。（検査を行い、技術基準に適合していることを確認） 【法令・協定適合性に関する問題点】 抵触あり。（電気事業法に基づく、工事計画の認可申請漏れとなる）	
		発電機固定子巻線他取替工事 工事事前届出漏れ	黒部川第二3号機	H15	発電機（発電所出力72,000kW）の固定子巻線の取替工事を実施し、発電機の定格周波数を「50Hz/60Hz両用」から「60Hz専用」に変更したが、必要な工事計画の事前届出を行っていなかった。 当時の工事関係者の間で、周波数の変更を伴う発電機の改造が、電気事業法に係る工事計画の事前届出を要するとの認識が不足していたため、必要な事前届出を行わずに工事を実施したものである。	【安全に関する問題点】 問題なし。（検査を行い、技術基準に適合していることを確認） 【法令・協定適合性に関する問題点】 抵触あり。（電気事業法に基づく、工事計画の事前届出漏れとなる）	
		水圧鉄管弁取替工事 工事認可申請漏れ	黒部川第二	S55	水圧管路の強度の変更を行う場合は、工事計画の認可申請が必要だが、当該管路（圧力26kg/cm ² ）において、鉄管弁を短管に取替えた際、工事計画の認可申請を行っていなかった。 当該短管は、既設の管胴本体と許容応力が同等であり、板厚および内径の変更もなかったため、工事計画の認可申請が不要な工事であると判断したと考えられる。	【安全に関する問題点】 問題なし。（構造計算を行い、技術基準に適合していることを確認） 【法令・協定適合性に関する問題点】 抵触あり。（電気事業法に基づく、工事計画の認可申請漏れとなる）	
		音谷（支水路）えん堤本体および取水口の改築工事 工事認可申請漏れ	愛本	不明	えん堤の改築工事の際は、工事計画の認可申請が必要だが、音谷支水路の取水えん堤の高さ、および取水口の形状が、認可申請を行うことなく変更されていることが判明した。 改築時期を特定するに至らなかった。	【安全に関する問題点】 問題なし。（えん堤本体については、安定計算により技術基準に適合することを確認、取水設備については現在使用しておらず、使用再開までに技術基準への適合性を確認予定） 【法令・協定適合性に関する問題点】 抵触あり。（電気事業法に基づく、工事計画の認可申請漏れとなる）	

原因	対策
<p>①認識の問題 工事認可等の申請に対する認識が不足していた。</p> <p>②仕組みの問題 工事認可等の申請要否を判断する仕組みと申請漏れを確認する仕組みが十分でなかった。</p>	<p>①認識の問題への対策 関係法令の手続きの必要性および今回の不適切な事象の内容、ならびに社内ルールの見直し内容について、社員に周知・徹底する。</p> <p>②仕組みの問題への対策 申請要否の判断が難しいものについては監督官庁と事前協議を行うこと、また、複数の所管箇所が申請漏れを確認すること等を社内ルールに明記し、社員に周知・徹底する。</p>

不適切事象の案件概要（水力発電設備）

No.	評価区分	件名	発電所他	時期	確認された事実	安全等に対する問題点	現時点における改ざん等の有無
水②	C	調整池堆砂状況報告における不適切な記録	【貯水池及び調整池（発電所名）】 和知（和知） 喜撰山（喜撰山） 殿山（殿山） 黒川（奥多々良木） 太田（大河内） 黒部（黒部川第四） 小屋平（黒部川第二） 出し平（音沢、新柳河原） 鳩谷（鳩谷） 椿原（椿原・新椿原） 成出（成出・新成出） 赤尾（赤尾） 小原（小原・新小原） 祖山（祖山・新祖山） 利賀（大牧） 小牧（小牧） 下小鳥（下小鳥） 坂上（坂上） 打保（打保） 三浦ダム（三浦）	S5（祖山）	調整池貯水容量の測量方法や計算方法を変更した際、測量値と過去の貯水容量値との間に差異が生じ、その差異を調整するため、測量図面の変更、または測量値に係数をかけることにより、測量結果を不適切に修正した。  <p>◎貯水容量値を調整するために、測量図面を変更していたもの</p> <p>◎貯水容量値を調整するために、測量値に係数をかけていたもの</p>	【安全に関する問題点】 問題なし （理由） これらの修正により、ダムの安定性および浸水域の拡大に対して影響を及ぼさない事を確認している。 【法令・協定適合性に関する問題点】 抵触あり （理由） 電気事業法に基づく電気関係報告規則第2条（定期報告）に調整池堆砂状況報告が規定されていた、平成15年3月以前においては、その計測値に不適切な調整または補正が行われていたことは、電気事業法106条において虚偽の報告を行ったこととなる。	なし

原因	対策
①認識の問題 データの補正等がコンプライアンス上問題であるとの認識が不足していた。 ②仕組みの問題 堆砂報告に関する業務手順が明確でなく、また、適切な業務手順が踏まれているかを確認する仕組みが十分でなかった。 ③コミュニケーションの問題 不適切な修正が行われていることに気づいても、それを改善するべく相談し、問題を共有することができなかった。	①認識の問題への対策 原則、データを補正しないことを社内ルールに明記し、社員に周知・徹底する。 ②仕組みの問題への対策 堆砂報告に関する業務手順および適切な業務手順が踏まれているかを確認する方法を社内ルールに明記し、社員に周知・徹底する。 ③コミュニケーションの充実 問題発生時には速やかな情報伝達が行われ、問題点の早期共有がなされるように、本店と第一線職場のコミュニケーションの機会を増やすなど、各事業所間および各職場内のコミュニケーションの充実を図る。